

保推第1231号

平成22年10月6日

各指定訪問リハビリテーション事業所 管理者 様  
各指定介護予防訪問リハビリテーション事業所 管理者 様  
各指定居宅介護支援事業所 管理者 様  
各指定介護予防支援事業所 管理者 様

福岡市保健福祉局  
高齢者・障がい者部介護保険課長  
高齢者施策推進課長  
(在宅サービス指導係)

別の医療機関の医師から情報提供を受けて行う場合の（介護予防）訪問リハビリテーションの取扱いについて（確認通知）

標記の件については、疑義があったところですが、今般、国、県に確認を行いましたので、今後は、下記のとおり適切に取り扱うように通知いたします。

## 記

### 1 訪問リハビリテーションの取扱いについて

別の医療機関の医師による診療は毎月必要である。

別の医療機関の医師から情報提供を受けた場合であっても、訪問リハビリテーション事業所の医師が、利用者について改めて毎月診療することが必要である。

なお、訪問リハビリテーション事業所の医師の診療の結果、必要に応じて、訪問リハビリテーション計画書の内容を見直さなければならないが、毎月、計画書を作成、変更する必要まではない。

### 2 参考通知等

(1) 老企第36号第2の5(1)①、老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号別紙1第2の5(1)①より

別の医療機関の医師から情報提供を受けて、（介護予防）訪問リハビリテーションを実施した場合には、情報提供を行った医療機関の医師による当該情報提供の基礎となる診療の日から1月以内に行われた場合に算定する。

(2) 「介護サービス関係Q&A集」No.227（平成15年5月30日付け介護保険最新情報

vol.151) より

### **別の医療機関の医師から情報提供を受けて訪問リハビリテーションを実施する場合の取扱いについて**

訪問リハビリテーションは、別の医療機関の医師から情報提供を受けて実施することができるが、この場合は、訪問リハビリテーションを利用する患者（患者の病状に特に変化がないものに限る。）に関し、訪問診療を行っている医療機関が、患者の同意を得て、当該患者に対して継続して訪問リハビリテーションを行っている医療機関に対して、診療状況を示す文書を添えて、当該患者の療養上必要な情報を提供した場合には、当該診療情報の提供を行った医療機関において、当該診療情報提供の基礎となる診療のあった日から1月以内に行われた場合に算定される。

この場合における訪問リハビリテーション計画は、情報提供を受けた医療機関の医師の診療に基づき作成されるものであることから、当該情報提供を受けた医療機関の医師がPTに訪問リハビリテーションの指示を出すことになる。

(3) 「介護サービス関係Q&A集」No.228（平成15年5月30日付け介護保険最新情報 vol.151) より

### **老人保健施設が行う訪問リハビリテーションの取扱いについて**

老人保健施設が行う訪問リハビリテーションは、指示を行う老人保健施設の医師が入所者の退所時又は当該老人保健施設で行っていた通所リハビリテーションを最後に利用した日、あるいはその直近に行なった診療の日から1月以内に行われた場合に算定できる。

また、別の医療機関の医師から情報提供を受けて訪問リハビリテーションを実施することができるが、この場合は、訪問リハビリテーションを利用する患者（患者の病状に特に変化がないものに限る。）に関し、訪問診療を行っている医療機関が、患者の同意を得て、当該患者に対して継続して訪問リハビリテーションを行っている医療機関に対して、診療状況を示す文書を添えて、当該患者の療養上必要な情報を提供した場合には、当該診療情報の提供を行った医療機関において、当該診療情報提供の基礎となる診療のあった日から1月以内に行われた場合に算定される。

なお、訪問リハビリテーション計画は、老人保健施設の医師の診療に基づき作成される必要があるが、この診療とは、訪問リハビリテーション計画の作成に要する診療行為であり、老人保健施設又は利用者の居宅において行われる。

問い合わせ先

福岡市保健福祉局 高齢者・障がい者部 高齢者施策推進課  
在宅サービス指導係

〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1

Tel 711-4257 Fax 726-3328

E-mail [kaigo-shido@city.fukuoka.lg.jp](mailto:kaigo-shido@city.fukuoka.lg.jp)